

# たかいし学校創生基本構想策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本実施要領は、たかいし学校創生基本構想策定支援業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

- (1) 件 名 たかいし学校創生基本構想策定支援業務委託
- (2) 業 務 内 容 たかいし学校創生基本構想策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業 務 期 間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 見積限度額 33,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
うち、令和7年度限度額14,500,000円  
令和8年度限度額18,700,000円

## 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができるもの（以下「事業者」という。）は、参加表明書の提出日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 高石市競争入札指名停止要綱（令和3年4月1日施行）による指名停止措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
- (4) 高石市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成24年高石市告示第85号）による入札等除外措置を受けていないこと又は同要綱別表の措置要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていないもの又は更生手続開始の申立てをなされていないものであること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けたものについては、そのものに係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされな

ったものとみなす。なお、更生計画の認可の決定を受けたものについては、その旨を証する書面を提出すること。

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていないもの又は申立てをなされていないものであること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。なお、再生手続開始の決定を受けたものについては、その旨を証する書面を提出すること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しているもの又は基準日前 6 ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしていないものであること。
- (8) 本業務と同種又は類似の業務について、令和元年度以降に地方公共団体と契約実績を有するものであること。
- (9) 仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）に基づく認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得していること。
- (11) 単独の事業者で参加する場合は、法人格を有するものであること。
- (12) 複数の事業者が共同企業体で参加する場合は以下のとおりとする。
  - ①共同企業体を構成する事業者（以下「構成事業者」という。）は上記の参加資格要件（(11)を除く。）を満たしていること。
  - ②構成事業者は、共同企業体協定書を締結すること。
  - ③構成事業者のうち、1 者が共同企業体を代表する事業者（以下「代表事業者」という。）として本市に届け出ることとし、本プロポーザルへの申込み以降の手続きは代表事業者が行うこと。
  - ④代表事業者は、法人格を有するものであること。
  - ⑤構成事業者が、他の共同企業体の構成事業者として参加することはできない。又、別途単独で参加することもできない。

#### 4. スケジュール

- |                     |                                         |
|---------------------|-----------------------------------------|
| (1) 公告日             | 令和 7 年 7 月 1 日（火）                       |
| (2) 質問書の提出          | 令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 8 日（火）まで  |
| (3) 質問書に対する回答       | 令和 7 年 7 月 14 日（月）                      |
| (4) 参加表明書の提出        | 令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 15 日（火）まで |
| (5) 一次審査(参加資格審査)    |                                         |
| 結果の通知               | 令和 7 年 7 月 22 日（火）                      |
| (6) 提案書の提出          | 令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 29 日（火）まで |
| (7) 二次審査(プレゼンテーション) | 令和 7 年 8 月 19 日（火）（予定）                  |

(8) 二次審査結果の通知 令和7年8月22日(金)(予定)

(9) 契約の締結 令和7年9月初旬(予定)

※やむを得ない事情により、上記スケジュールに変更が生じる場合がある。この場合、本市ホームページに変更の旨を掲載する。

## 5. 質問書の提出及び質問書に対する回答

(1) 質問方法 質問書(様式6)に質問事項を記入し、電子メールにて高石市教育委員会 教育部 教育総務課に送付すること。

※件名は「たかいし学校創生基本構想策定支援業務質問書」とする。

※提出先電子メールアドレス:ksoumu@city.takaishi.lg.jp

※電子メール以外(電話・持参・FAX等)での質問は受け付けない。

※質問の内容は提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に関わる質問は一切受け付けない。

※様式6については、本市ホームページよりダウンロードのうえ使用すること。

(2) 提出期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月8日(火)まで

(3) 回答方法 質問及び回答は本市ホームページに掲載する。

(4) 回答日 令和7年7月14日(月)

## 6. 参加表明書の提出及び一次審査(参加資格審査)結果の通知

(1) 提出方法 持参又は郵送

※電子メール・FAXによる受付は行わない。

※持参による提出期限内の受付時間は、土日祝日を除く9:00から17:30まで(12:00から12:45までを除く。)とする。

※郵送による場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。

(2) 提出場所 〒592-8585 高石市加茂4丁目1-1

高石市教育委員会 教育部 教育総務課

(3) 提出期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月15日(火)まで

(4) 提出書類 ①参加表明書(様式1)

②誓約書(様式2)

③会社概要書(様式3)

④業務実績調書(様式4)

⑤共同企業体協定書(例)(様式5) ※共同企業体の場合

⑥情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001)に基づく認証書又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が付与する

プライバシーマーク（JIS Q 15001）の認証書の写し（コピー可）

※様式1～5については、本市ホームページよりダウンロードのうえ使用すること。

(5) 提出部数 1部

(6) 一次審査（参加資格審査）

提出書類に基づき「3. 参加資格要件」を満たしているかを確認するとともに、業務実績調書（様式4）に記載された業務内容が本業務と同種又は類似であるかについて、事務局がその内容を確認し、令和元年度以降に地方公共団体との契約実績があることをもって審査する。

ここでいう「同種又は類似の業務」とは、新たな教育ビジョンや施策を創出するために計画策定を支援する業務をいう。なお、その計画策定にあたっては、児童生徒数の推計や学校施設の現状分析、教育課題の整理等に基づき、将来に向けた学習環境や施設整備の方向性を検討する業務を含むものとする。

(7) 一次審査結果の通知

一次審査結果については、全事業者それぞれに対して、参加表明書（様式1）に記載された担当者の電子メールアドレスあてに、令和7年7月22日（火）に通知するとともに、文書でも通知する。

## 7. 提案書の提出

(1) 提出方法 持参又は郵送

※電子メール・FAXによる受付は行わない。

※持参による提出期限内の受付時間は、土日祝日を除く9:00から17:30まで（12:00から12:45までを除く。）とする。

※郵送による場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。

(2) 提出場所 〒592-8585 高石市加茂4丁目1-1

高石市教育委員会 教育部 教育総務課

(3) 提出期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月29日（火）まで

(4) 提出書類 ①提案書（表紙）（様式7）

②業務実施体制調書（様式8）

③配置予定従事者調書（様式9）

④業務の工程計画（任意様式）

・A3サイズ横使い片面1枚に2年分の工程を記載し、A4サイズに折り込むこと。

⑤提案概要書（任意様式）

・A4サイズ両面印刷で20ページ以内とし、ページ番号を付番すること。

- ・A 3サイズの使用も認めるが、1 ページでA 4サイズ2 ページに換算する。また、A 4サイズに折り込むこと。
- ・文字サイズは10 ポイント以上（図表等はこの限りでない。）とする。
- ・仕様書の「3. 業務内容」に掲げる事項について、具体的な提案を行うこと。
- ・仕様書に掲げる事項以外についても、本業務の目的を達成するうえで有効な提案があれば記載すること。

⑥参考見積書（任意様式）

- ・A 4サイズ片面印刷とし、ページ数の制限は設けない。
- ・見積総額及び各年度（令和7年度及び令和8年度）の見積金額を記載すること。
- ・見積総額及び各年度の見積金額は、消費税及び地方消費税も含めて記載すること。

※提出書類は、左側を2か所ホチキス留めのうえ提出すること。

※様式7～9については、本市ホームページよりダウンロードのうえ使用すること。

- (5) 提出部数 ①事業者名等を記載したもの……各5部  
 ②事業者名等の記載部分を削除または黒塗りしたもの……各10部

## 8. 二次審査（プレゼンテーション）

### (1) 二次審査

二次審査は、「9. 評価基準」に基づき、「事業者の実績」、「業務執行体制」、「企画提案内容」、「プレゼンテーション」、「参考見積額」をもって採点し、評価点の合計が最も高い事業者を、本業務委託契約の優先交渉権者とする。

最高点を得た事業者が2者以上となった場合は、参考見積額の最も安価な事業者を選定し、参考見積額も同額であった場合は、選定委員会の協議で決定する。

また、事業者が1者であった場合でも審査を行い、評価点が最低基準点を満たせば優先交渉権者として選定する。なお、評価点合計は100点とし、最低基準点は60点とする。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案書又は提案書とは別に用意するプレゼンテーション資料（パワーポイント等）に基づき実施するものとする。なお、提案書とは別にプレゼンテーション資料を使用する場合は、二次審査当日に、次のものを事業者自身で持参すること。

- ①プレゼンテーションに必要なPC（電源コード等の付属品一式を含む）
- ②プレゼンテーションデータ  
 （事業者名等を削除または黒塗りすること。）

③プレゼンテーション資料の印刷資料10部

(事業者名等を削除または黒塗りしたものとし、ホチキス留めとすること。)

※当日のプレゼンテーション用モニター(50V型)およびHDMIケーブルは、本市にて準備する。

二次審査は、次のとおり審査を行う。

①一次審査(参加資格審査)を通過した事業者により、提案内容について、選定委員会にプレゼンテーションを実施し、終了後、選定委員会によるヒアリングを実施する。

(1事業者あたり:プレゼンテーション約15分、ヒアリング約10分)

②二次審査は、令和7年8月19日(火)(予定)に実施するが、プレゼンテーション及びヒアリングの時間及び会場については、一次審査の結果とともに、参加表明書(様式1)に記載された担当者の電子メールアドレスあてに、令和7年7月22日(火)に通知するとともに、文書でも通知する。

③プレゼンテーション及びヒアリングに参加できる人数は、1事業者あたり4名までとする。なお、説明及び回答を行う者は、契約後、本業務の管理及び総括等を行う者とする。

(3) 二次審査結果の通知

二次審査結果については、二次審査参加者それぞれに対して、参加表明書(様式1)に記載された担当者の電子メールアドレスあてに、令和7年8月22日(金)(予定)に通知するとともに、文書でも通知する。また、後日、選定結果の概要を公表する。

## 9. 評価基準

(1) 評価項目及び配点に定める項目ごとにAからEの5段階で評価を行い、それぞれの係数を配点に乘じ採点を行う。また、選定委員が採点した点数の平均点をもって得点とする。

評価A	非常に優れている	係数	1.0
評価B	優れている	係数	0.8
評価C	普通	係数	0.6
評価D	やや劣る	係数	0.4
評価E	劣る	係数	0.2

(2) 評価基準

評価項目	評価内容	配点
1 事業者の実績	・令和元年度以降に地方公共団体と契約した同種又は類似の業務の実績	10
2 業務執行体制	・十分な経験、有効な資格、同種又は類似業務の実績を有している者を配置しているなど適正な人員体制か ・検討委員会及び市民説明会への支援体制は適正か	10

3	企画提案内容	・本市独自の先進的な教育ビジョンや施策を創出する手法が具体的かつ適切であり、策定過程において本市の要望に丁寧に応えられる内容となっているか	15
		・本業務の目的や背景、課題に対する把握が的確であるか	10
		・他自治体における実績を踏まえ、本市に適した実現可能かつ有益な付加価値を生み出す提案となっているか	10
		・提案内容における財政計画が現実的かつ持続可能であり、本市の実情や計画策定の趣旨と整合しているか	10
		・動画やイメージパース、模型、イラスト等により、市民にわかりやすく魅力的に伝える具体的な手法が示されているか	10
		・児童生徒数推計や施設状況等を踏まえ、課題が論理的かつ具体的に整理されているか	10
4	プレゼンテーション	・説明は簡潔で分かりやすいか ・質問に対する応答が迅速かつ的確か	5
5	参考見積額	・配点× 全事業者中の最低見積額／当該事業者の見積額 ※小数点以下を切り捨てた数値とする。	10
合 計			100

## 10. 契約の締結

- (1) 特別の理由がない限り、優先交渉権者に選定された事業者を本業務の契約相手方とする。
- (2) 優先交渉権者と高石市教育委員会 教育部 教育総務課との間で、提案内容を踏まえた業務内容等の調整を行い、仕様書等を確定する。
- (3) 優先交渉権者は、確定した仕様書等の内容に基づき、契約締結に向けた見積書を高石市長あてに提出する。
- (4) 本業務の契約については、高石市契約規則に基づき行うものとする。

## 11. 失格基準

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (2) 本プロポーザルにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (3) 本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合。
- (4) 二次審査に参加しなかったとき。
- (5) 参加資格要件を欠く事態が生じた場合。

- (6) 見積限度額を超える見積総額及び各年度（令和7年度及び令和8年度）の金額を提出した場合。

## 12. その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は事業者の負担とする。
- (2) 参加表明書の提出以後に辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式10）を高石市教育委員会 教育部 教育総務課に提出するものとする。なお、この場合、本市が行う他の事業について不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (4) 書類提出後の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員会から要請があった場合は、この限りでない。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 採用された提案書等の著作権は、本業務の成果として本市に帰属するものとし、その他の企画・提案については、各事業者に帰属するものとする。ただし、提出された提案書等は、高石市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (9) 審査内容は非公開とする。また、審査及び選定結果等に関する異議申し立ては受け付けない。

## 13. 事務局

高石市教育委員会 教育部 教育総務課

担当：石栗、水谷、樋口

〒592-8585 高石市加茂4丁目1-1

T E L : 072-275-6428

F A X : 072-262-1794

電子メール：ksoumu@city.takaishi.lg.jp

### 様式集

参加表明書（様式1）

誓約書（様式2）

会社概要書（様式3）

業務実績調書（様式4）

共同企業体協定書（例）（様式5）

質問書（様式6）

提案書（表紙）（様式7）

業務実施体制調書（様式8）

配置予定従事者調書（様式9）

参加辞退届（様式10）